

1 平成 26 年 4 月から、400 万円を超える住宅貸付及び災害貸付（災害家財貸付を除く。）に義務付けられていた抵当権の設定を廃止します。

これは、全国市町村職員共済組合連合会における貸付債権共同保全事業が民間損害保険に移行したことに伴い、組合員の負担軽減を図るために改正されるものです。

このことにより、既に設定された抵当権については、借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手続きができます。なお、これらの手続きに要する費用は、借受人の負担となります。

2 抵当権の設定の廃止に伴い、抵当権の設定を要しない貸付けの貸付利率に上乗せされていた一部負担金（年 0.06%）を廃止します。

これにより、一部負担金が上乗せされている既貸付については、平成 26 年 4 月償還分から償還額が変更になりますので、後日、所属所経由で新償還表を送付します。

【貸付利率（年利）】

貸付の種類	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 4 月から
普通、住宅、特別（医療・入学・修学・結婚・葬祭）	2.72%	2.66%
災害	2.28%	2.22%
在宅介護対応住宅	2.46%	2.40%